ポーランド政治・経済・社会情勢

（2021年2月25日～2021年3月3日）

令和3年（2021年）3月5日

H E A D L I N E S

政治

外務省員法の下院再可決と大統領の署名
国営石油会社 PKN Orlen 社長の政治疑惑に関する記事の掲載
全国裁判所評議会改正法に関する欧州司法裁判所の先決的判決
ポーランド企業と米ノババックス社のワクチン製造に関する契約の締結
モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席
ブワシュチャク国防相、スロベニア副首相と会談
NATO統合軍司令部（ノーフォーク）司令官、統合参謀本部を訪問
ドゥダ大統領と習近平国家主席との電話会談
ラウ外相とソーライデ・ノルウェー外相とのビデオ会談

治安等

教育科学副大臣のツイッターアカウントがハッキングされる事案が発生
ヴロツワフ市内の駐車料金が値上がり
在ポーランド・ウクライナ大使館職員がポーランドへの密輸を企図

経済

政府、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に関する「国家復興計画」案を発表
モラヴィエツキ首相、日本との経済関係及び更なる投資への期待を示す
2月の購買担当者景気指数（PMI）
物価上昇予測
PKN Orlen による風力発電所の買収
Amazon がポーランドでウェブサイトを開設
炭鉱労働組合が抗議行動を計画
電力価格関連動向
水素開発関連動向

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
年金受給者の現況届提出について
大使館広報文化センター開館時間（10月26日（月）より、当面の間入館を一時見合わせ）
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館
ul. Szwoleżerów 8、 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先:大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政　　治

内　　政

外務省員法の下院再可決と大統領の署名【2月25日、3月2日】

25日、下院は、上院による外務省員法の否決を受けて同法案の再審議及び投票を行い、同法案を賛成233票、反対214票、棄権6票で再可決し、大統領に送付した。3月2日、大統領府は、ドゥダ大統領が外務省員法に署名したと発表した。同法は、65歳以上の外務省員の退官、人事権を所掌する外務長の新設、外交官資格付与の拡大、外務省員の政治的主張や抗議集会への参加の制限、1990年以前の外交文書の国家記憶院への管理移管等について規定しており、野党からは、外務省員人事の政治化を目指す試みであるとの批判がなされていた。

国営石油会社 PKN Orlen 社長の政治疑惑に関する記事の掲載【2月26日】

26日、主要日刊紙であるヴィボルチャ紙は、国営石油会社 PKN Orlen のオバイテク社長が、2009年のプチム町長時代に、地方自治規則に反して自身が裏で経営するライバル企業を使って、親戚の経営する電気機器企業に被害を与えようとしたとの記事を掲載した。また、同記事では、オバイテク社長が本件に関して法廷で虚偽の証言を行ったとし、本件に関する会話が録音されたテープを証拠として公開している。同日、Orlen 社広報部は、同記事は世論を誤った方向に誘導する間違った情報や根拠のない憶測を含んでいるとの声明を発表し、また、ミュレル政府報道官は、本件記事によりオバイテク社長が辞任する理由は全くないと発言した。

全国裁判所評議会改正法に関する欧州司法裁判所の先決的判決【3月2日】

2日、欧州司法裁判所は、ポーランドの最高行政裁判所の付託に基づき、全国裁判所評議会（KRS）改正法の規定に関する先決的判決を下した。同判決において、欧州司法裁判所は、KRS改正法の規定が裁判官の独立や司法制度に対する信頼を揺るがす場合、EU条約に反すると判示し、EU法の優位性の原則により、同規定を適用しないよう要請している。本判決を受け、同日、ジョブロ法相は、憲法がポーランドにおける最高法規であり、同判決はEU条約の範囲を超えており、EU条約に反していると発言した。また、3日、ミュレル政府報道官は、モラヴィエツキ首相がEU法とポーランド憲法の規定が衝突した場合の包括的な解決に関する判断を憲法法廷に要請する方針を明らかにした。

ポーランド企業と米ノババックス社のワクチン製造に関する契約の締結【3月3日】

3日、ポーランドのバイオテクノロジー企業マビオン（Mabion）社は、米製薬企業ノババックス（Novavax）社との間で、同社製の新型コロナウイルスワクチン用の抗原の製造における技術移転及び技術試験に関する契約を締結したと発表した。ボリス・ポーランド開発基金（PFR）総裁は、ツイッターにて、同基金がマビオン社のワクチン製造事業に4千万ズロチ（約880万ユーロ）の支援を行うと発表し、また、同総裁は、同日の記者会見にて、マビオン社による第2四半期後半または第3四半期初めにおけるワクチン製造の開始に期待を示した。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【2月26日】

26日、モラヴィエツキ首相は、ビデオ会合形式で開催された欧州理事会に出席した。同会合では、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ・ワクチン供給、EUの安全保障及び防衛政策、地中海及び南欧との関係、ベラルーシ情勢等について議論が行われた。

EU首脳は、EUにおけるワクチンの分配の遅延、国内の接種プログラムの実施状況、ワクチンの有効性について議論した。モラヴィエツキ首相は、ワクチン供給の問題は全ての欧州諸国に影響を与えるものであると強調し、製薬会社に対してワクチンの特許を他の会社とも共有することで迅速にワクチンを増産させることを提案した。2月23日、同首相は、ベルギー、デンマーク、スペイン首相及びリトアニア大統領と共に欧州委員会に対して書簡を発出し、EU内におけるワクチン輸送を計画通りに進めるよう努めるとともに、欧州におけるワクチンの生産能力を強化するよう製薬会社と交渉することを要請していた。

また、EU首脳は、ストルテンベルグNATO事務総長と安全保障・防衛政策について意見交換を行い、ハイブリッド脅威等に対するEUのレジリエンス強化や防衛に対する投資、能力開発、部隊の機動性強化等について議論した。EU首脳は、国際社会の不安定性が増す中で、EUは自らの防衛と安全保障に対してより責任を持つべきであるとの考えで一致した。モラヴィエツキ首相は、NATOに対するEUの活動の特別な役割と補完性について強調し、安全保障と防衛は、トランス・アトランティック関係及び米国の新政権との緊密な協力における主要な柱であると述べた。

ブワシュチャク国防相、スロベニア副首相と会談【26日】

26日、トニン・スロベニア副首相兼国防相がワルシャワを訪問し、ブワシュチャク国防相と会談を行った。同会談では、NATO東方地域の更なる強化の方向性及び同盟国間の軍事協力の促進について意見交換が行われた。また、ブワシュチャク国防相は、軍の近代化における政府や契約に関する問題、新型コロナウイルス感染症対策の教訓共有及びサイバーセキュリティ—に関する協力について議論するとともに、シチェチンに所在するNATO北東多国籍軍団及びビドゴシチに所在するNATO統合ユニット（NFIU）へのスロベニア軍兵士の派遣についても取り上げた。なお、ポーランド及びスロベニアの兵士は、NATO前方プレゼンス強化（eFP）の下でラトビアでも共に活動している。

NATO統合軍司令部（ノーフォーク）司令官、統合参謀本部を訪問【26日】

26日、NATO統合軍司令部（ノーフォーク）のルージ海軍中将がポーランド軍統合参謀本部を訪問し、ヤブロンスキ陸軍司令官及びズラフスキ調整官と会談した。同会談では、双方の可能性のある協力分野について意見交換が行われた。

ドゥダ大統領と習近平国家主席との電話会談【3月1日】

3月1日、ドゥダ大統領は、中国の習近平国家主席と電話会談を実施した。同大統領は、第9回「17＋1」首脳会合の議長国を務めた中国に対して祝意を述べ、首脳会合への自身の参加は、両国の強力な関係を維持したいという意思の確認であるとともに、中欧に関する全ての重要な出来事はポーランドの積極的な参加を伴わなければならないという原則の実行であると強調した。

両首脳は経済関係についても議論し、習主席は、特に農業分野における中国へのポーランドの輸出を簡易化するためのあらゆる努力を保証した。また、両首脳は、欧州と中国の間の貿易促進のため特に鉄道を含むポーランドの交通インフラの重要性及びEU中国包括的投資協定の問題についても議論した。さらに、習主席は同大統領を中国に国賓として招待したいと述べた。

ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ首相の要請により、中国製のコロナ・ワクチンの購入の可能性を含むコロナとの闘いにおける両国の協力についても言及した。同大統領は、中国製ワクチンを国際公共財とする用意があるとの習主席の表明を歓迎し、連帯と国際協力はパンデミックの健康及び経済への帰結を克服する上で重要な役割を果たすことを指摘した。

ラウ外相とソーライデ・ノルウェー外相とのビデオ会談【3月2日】

3月2日、ラウ外相は、ソーライデ・ノルウェー外相とビデオ会合方式で会談し、二国間協力、トランス・アトランティック関係、NATO東方の安全保障、新型コロナのパンデミックに関する課題等について議論した。

両外相は、ポーランドとノルウェーは、欧州及び国際的な規模の安全保障に積極的に取り組む緊密な同盟国であるとともにNATOのパートナーであることを強調した。また、東方政策について、人権保護の重要性を指摘しつつ、ロシアの状況及びベラルーシ国内危機についての認識を共有した。

両外相は、経済分野を含む二国間協力の発展の展望についても議論した。 ソーライデ外相は、特にグリーン移行に関する問題についてのポーランドとの協力強化への関心を強調した。また、両外相は、風力及びエレクトロモビリティを含む再生可能エネルギーの分野における協力に加えて、バルティック・パイプラインの重要性を確認した。ラウ外相は、ポーランドのエネルギー移行と中・東欧の安全保障の戦略的観点から、同パイプラインは、両国関係をより緊密にするものであると強調した。さらに、ソーライデ外相は、ノルウェーにおけるポーランド・コミュニティの同国経済の発展への貢献についても言及した。

両外相は、欧州の安全保障は、トランス・アトランティック同盟の強さと米国の政治・経済・軍事的コミットメントにかかっているとの考えで一致した。また、両外相は、同会合が特に新型コロナ対策に関して二国間関係を緊密化していく弾みとなるよう希望を表明した。

治　安　等

教育・科学副大臣のツイッターアカウントがハッキングされる事案が発生【2月25日】

教育・科学省は、ベルナツキ同省副大臣のツイッターアカウントがハッキングされたと発表した。報道によると、同副大臣になりすました人物は、ジャーナリストやポーランド軍将校が売春を取り扱っており、将校階級の剥奪及び退役に関する要望書が国防委員会に提出されるという発表がある、などと虚偽のツイートを行ったとのことである。本事案について、同副大臣は、自身のみならず、国防省やポーランド軍、大統領府などポーランドのイメージを貶めることを狙ったハイブリット戦であると評価した。

ヴロツワフ市内の駐車料金が値上がり【3月1日】

3月1日からヴロツワフ市内の有料駐車区域における駐車料金が値上がりした。今後、最初の1時間における駐車料金について、ゾーンAでは3ズロチから7ズロチ、ゾーンBでは3ズロチから5ズロチ、ゾー

ンCでは2ズロチから3ズロチとなる。駐車料金値上げした理由について、同市関係者は、駐車場の利用状況を改善することによる市街地居住者の利益の保護、及び同市繁華街をヴロツワフのショーウィンドウとして開発することを挙げた。また、同関係者は、車での市街地来訪はなるべく避けるよう言及の上、車を利用する場合は立体駐車場を活用することを勧めた。

在ポーランド・ウクライナ大使館職員がポーランドへの密輸を企図【3月1日】

クレバ・ウクライナ外相は、在ポーランド・ウクライナ大使館職員2名を解任したと発表した。外相によると、同職員らは2月28日、大量のタバコ、金や現金などをポーランドに密輸しようとして国境で拘束されたとのことである。

経　　済

経済政策

政府、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に関する「国家復興計画」案を発表【2月28日】

2月28日、モラヴィエツキ首相は記者会見において、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に関する「国家復興計画」案を発表した。同計画は、（1）経済の強靭化・競争力（約41億ユーロ）、（2）グリーン・エネルギー及びエネルギー消費の低減（約64億ユーロ）、（3）デジタル・トランスフォーメーション（約30億ユーロ）、（4）質の高い医療システムへのアクセス（約43億ユーロ）、（5）グリーン・スマート・モビリティ（61億ユーロ）の5つの柱で構成されている。モラヴィエツキ首相は、同計画について、全ての地方が納得するよう、国内で幅広い協議を開始すると述べた。ポーランドは、欧州復興基金の中核を成す「復興・強靭化ファシリティ」から贈与で239億ユーロ、融資で342億ユーロを上限に支援を受ける予定であるが、その為には4月末までに欧州委員会に国別の復興・強靭化計画を提出することが必要である。

モラヴィエツキ首相、日本との経済関係及び更なる投資への期待を示す【3月3日】

3月3日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）及び駐日ポーランド大使館が共催した「WHY POLAND NOW」にメッセージを寄せた。同首相は、2020年1月の訪日に触れ、同訪問は両国間の経済関係にとって非常に有意義かつ重要な機会であったとした。また、現在300社以上の日本企業がポーランドに進出し、約4万人の雇用を創出していること、日EU・EPAの重要性、日本からの直接投資が2019年には2，500万ユーロに達した事等に言及した。さらに、新型コロナウイルス感染症により世界情勢は大きく変化し、引き続きその影響に苦しんでいるが、ポーランドは効果的かつ迅速な対応の好例であり、信頼のおける経済パートナーであると強調した。そして、日本とポーランドは共により多くの成果を達成することが可能であるとし、日本からポーランドへの更なる投資への期待を示した。

マクロ経済動向・統計

2月の購買担当者景気指数（PMI）【3月1日】

HIS Markit によると、2月の購買担当者景気指数（PMI）は53．4ポイントと前月の51．9ポイントから上昇した。新規受注、雇用、生産高、サプライヤー納期が指数上昇に寄与した。特に輸出の増加により新規受注が急増し、2020年7月以来の伸びを見せた。需要の拡大を受け、企業は雇用と原材料購入を進めており、サプライチェーンに影響が生じ、価格上昇圧力が高まっている。

物価上昇予測【3月3日】

3月3日、金融政策委員会は、政策金利を0．1%に据え置くことを決定した。物価上昇率については、2021年は中央銀行の目標値（2．5%）を超え、2．7%から3．6%の範囲となるとの見通しを示した。なお、ポーランド経済研究所（PIE）は、5月には物価上昇率は3．6%に達し、その後も大きく低下することはないと予測。2021年下半期は3%近くで推移し、年平均2．9%程度となると予測している。

ポーランド産業動向

PKN Orlen による風力発電所の買収【2月26日】

国営石油会社の PKN Orlen は、スペインの Taiga Inversiones Eolicas および Santander Energias Renovables と 89.4MW の風力発電所を3億8，000万ズロチで購入する条件付き契約を締結した。同契約により PKN Orlen は、ポメラニアン地方の3つの風力発電所（コビルニツィア、スプコビ、ノボトナ）の単独オーナーとなる。PKN Orlen のオバイテク社長は、今回の買収により同社が陸上風力発電の最大手の1つとなるとともに、2030年

の再生可能エネルギーに関する目標達成に大きく前進するとしている。

Amazon がポーランドでウェブサイトを開設【3月2日～3日】

2日、Amazon ポーランドのウェブサイトが開設された。Amazon は2014年にポーランドでの事業を開始し、現在ポーランドに9つの物流センターを所有している。これまでポーランドで同サービスを利用する場合、Amazon ドイツのポーランド語版ウェブサイトでの注文が必要となりコストが増加していた。3日、アマゾンの開発担当副社長は、プライムサービスがポーランドで今年中に開始できるか確実に言うのは難しいとした。さらに、Amazon はポーランドで更なる投資を行い、物流センターの拡張を発表した。1，000人以上の雇用が見込まれる10番目の物流センターは、シフィエボジン(Świebodzin:ポズナンより西約120km)に開設される予定である。

エネルギー・環境

炭鉱労働組合が抗議行動を計画【2月26日】

炭鉱部門の労働組合は、抗議行動を計画していると発表した。労働組合は、2月に承認された2040年までのエネルギー戦略(PEP2040)に対する批判的な立場を堅持しており、政府が計画したエネルギー転換を「社会的・エネルギー的災害」と見なしている。現在活動している8つの炭鉱労組の代表は、他の労組にも共同行動を呼びかけている。さらに、書簡を公開し、「石炭から手を引けば、ポーランドはロシアの石炭やガスに依存することになる」と宣言し、右の結果ポーランドでは生活費や運営費が上昇すると考えている。また、彼らは、国家の不十分なエネルギー政策が多くの地域で貧困の急増につながると懸念している。

電力価格関連動向【3月3日】

ナイムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、2030年頃までは電力価格が上昇し続けるだろうと述べた。さらに、我々はできるだけ混乱を招かないように努めるともに、低所得層のための救済措置も設けることになるだろうと述べた。同委員は石炭火力発電所由来の電力がますます高価になっていることを認めつつも、安価なエネルギーの利用が可能になることにより、2030年以降の電力価格は低下していくことを願うと述べた。また、政府は2033年に原子力炉初号機を運転開始させる予定であり、その建設候補地はポーランド北部のルビャトヴォーコパリノ及びジャルノビエツとなっており、我々は最適な建設地をまもなく選定するだろうと述べた。その上で、2号機はポーランド中央部のベウハトゥフに褐炭火力発電所(2030年代まで運転の見込み)に置き換える形で建設することになるだろうと述べた。

水素開発関連動向【3月1日】

ポーランドの石油・ガス会社の大手である、PKN Orlen、PGNiG 等は、高純度(99．999%)の水素製造およびそれを展開するための水素ステーションの立ち上げの準備をしている。PKN Orlen は、トシェビニャ(南部)、ブウォツワベク(中部)、プウォツク(中部)において水素ハブの立ち上げを目指している。また地方自治体とも協力しながら、水素技術による公共交通機関の開発もすすめていくとしている。また、PGNiG は、水素に関する3つのプロジェクトを進めるとしている。1つめは、Hydra Tank であり、来年水素燃料ステーションをワルシャワに開設することを目指している。2つめは InGrid-Power to Gas であり、太陽光による水素製造を目指している。3つめは、水素燃料研究所の立ち上げである。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html
（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。
〇シェンゲン協定域内国（2020年6月現在）：26か国
アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。
（1）外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
（2）以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設（特に軍、警察、治安関係施設）等。
（3）上記（2）の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
（4）現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
（5）不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。
http://www.anzen.mofa.go.jp/

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。同11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開されるなど、一部の規制措置が緩和されています。また、同年2月27日からは、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなります。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。
外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。
https://www.anzen.mofa.go.jp/

領事部連絡先
E メール：cons@wr.mofa.go.jp
電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い
マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。
マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。
現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。
マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について
海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。
このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。
ねんきんダイヤル：（81）3－6700－1165
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html

〔お知らせ〕大使館広報文化センター開館時間（当面の間、入館を見合わせ中）
平日 9:00 － 12:30、13:30 － 17:00

※新型コロナウイルス感染症（COVID－19）を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話： 22-584- 73 00 、E メール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、 Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

〔開催中〕 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日 】
クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。
開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: https://manggha.pl/wystawa/paradise-101

〔予定〕 展覧会「アイヌの世界　ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日 】
ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界　ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキの研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa
詳　細　：　https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/

〔予定〕 ウェビナー「福島第1原発事故の10年後　法的側面からみた日本及びポーランドにおける原子力の発展」【3月11日(火) 13時】
立法・経済分析センター主催によるウェビナー「福島第1原発事故の10年後　法的側面からみた日本及びポーランドにおける原子力の発展」が開催されます（ポーランド語）。参加費は無料です。
開催場所：立法・経済分析センターフェイスブックページ　https://www.facebook.com/CALGNGO/
詳細: https://calg.pl/

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、 特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています
大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】
本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。
本資料に関する問い合わせ Ｅメールアドレス（newsmail@wr.mofa.go.jp）